平成２５年（フ）第１３１号
神奈川県横須賀市長沢２丁目26番１－Ｃ209号
債務者　亀山　　晃
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野木　大輔
4　破産債権の届出期間　平成25年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部
平成２４年（フ）第３０２号
茨城県古河市小堤68番地６
債務者　永田　昌代
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗山　　学
4　破産債権の届出期間　平成25年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部
平成２５年（フ）第１１５６号
東京都墨田区京島３丁目52―17
債務者　新井美智代（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲生　隆浩
4　破産債権の届出期間　平成25年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月６日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２５年（フ）第２３号
北九州市小倉北区井堀３丁目５番５号
債務者　小田美喜子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３号
山形県長井市五十川2315番地７
債務者　藤原　光一
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
山形地方裁判所米沢支部
平成２４年（フ）第１６７２号
埼玉県川口市大字道合1328番地の２　道合神戸住宅Ｅ716号
債務者　金沢　町子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２５年（フ）第７０号
埼玉県川口市大字前野宿238番地の12
債務者　及川貴代美
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２５年（フ）第９号
埼玉県草加市遊馬町580番地３　ガーデンシティＡ―201号
債務者　深谷　真広
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２５年（フ）第１４号
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東３丁目１番地１
債務者　山口　和彦
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２５年（フ）第２９号
埼玉県三郷市鷹野５丁目390番地１　レオパレスペイサージュ106号室
債務者　白鞘　隆博
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２５年（フ）第６号
埼玉県入間市大字下藤沢1150番地８　コートビレッジ201
債務者　井口　光子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２５年（フ）第７号
埼玉県入間市大字下藤沢1150番地８　コートビレッジ201
債務者　井口　春夫
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２４年（フ）第２７６４号
札幌市東区北９条東７丁目１番25―302号
債務者　齋藤　　啓
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２４年（フ）第２８７８号
札幌市東区北12条東１丁目４番33号
債務者　村川　正之
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２４年（フ）第２８７９号
札幌市東区北12条東１丁目４番33号
債務者　村川しげ子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２５年（フ）第１８号
札幌市東区北19条東19丁目３番12号　ルミノーソ19―203号
債務者　川合　ゆみ
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部